

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○野田委員長 この際、階猛さんから関連質疑の申出があります。玉木さんの持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛さん。

○階委員 国民民主党の階猛です。本題に入ります前に、前回の私の質疑で総理の答弁について疑問がありますので、取り上げたいと思います。

オリンピックの憲法ともいふべき五輪憲章の根本原則には、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることが五輪の目的だと書かれているわけです。

先日の櫻田五輪担当大臣の発言、金メダル候補で日本が本当に期待している選手なのがかっかりしているというものでした。この発言を聞いたときに、私は、櫻田大臣が人間の尊厳を最優先に考えている五輪憲章を理解しているのか、疑問に思ったところです。

そこで、先日の予算委員会で、櫻田大臣に尋ね

たところ、五輪憲章について、話には聞いていますが自分では読んでいませんという驚きの答弁でした。大臣就任直後ならいざ知らず、就任から四カ月以上もたつてこのありさまでは、到底、資質があるとは言えません。五輪担当大臣が五輪憲章も読まず、五輪の根本的な哲学や理念もわかっていないのであれば、大臣の務めを果たせないと思っております。このことを指摘して櫻田大臣には辞任を求めましたが、職務を全うしたいという答えでした。

ここにも書いておりますけれども、職務を理解していないから、私はやめるべきだということをお願いしたわけであります。

その日、任命権者である安倍総理にもお尋ねしました。櫻田大臣を続投させていいのかということとです。この点について、総理の答弁は、二つの理由を挙げて、続投させるということでした。

一つ目は、文科副大臣として五輪招致に尽力した、二つ目は、今回の発言について撤回、謝罪した、この二つの理由を挙げられたわけです。

しかし、櫻田氏が文科副大臣に就任したのは五輪招致が決まった三週間以上も後のことで、最初の点については事実誤認です。また、私が辞任すべき理由として挙げたのは、櫻田氏の発言ではなくて、五輪担当でありながら、五輪憲章すら読まず、五輪の根本原則を理解していないということであります。後段の点については、論点をすりかえて矮小化していると思えます。近年、こうした論点のすりかえは御飯論法とも言われるわけです。こうしたことから、この二つの理由、いずれも

続投を可とする理由にはならないと思っております。

櫻田大臣を続投させるという理由について、総理から、改めて、国民が納得できるような説明を求めます。

○安倍内閣総理大臣 櫻田大臣は、文科副大臣に就任したのは確かに招致決定の直後でございましたので、私は前任の谷川副大臣と少し混同しておりました。櫻田副大臣は、招致委員会としてではなくて、組織委員会の立ち上げに文科副大臣としていざ貢献をさせていただいた、こういうこととございまして、訂正をさせていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、櫻田大臣には、文部科学副大臣として組織委員会の立ち上げなどに携わってこられた経験を生かして、来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

○階委員 前段の理由については、撤回していただいたものと思えます。

しかし、後段の理由について、私は論点すりかえだと思っております。私が前回お尋ねしたのは、オリンピックの担当大臣でありながら、就任から四カ月もたつてオリンピックの根本的な原則も理解していない、そんな方で務まるんではないか。このことについて、いや、務まるんだということであれば、ちゃんとその理由を説明していただきたいと思います。総理、お願いします。

○安倍内閣総理大臣 組織委員会の立ち上げにし

っかりと取り組んできたという経験がございます。何といたっても、東京オリンピック・パラリンピックを成功させたい、世界に誇るべきオリンピック・パラリンピックにしたいという強い熱意を持って臨んでいる大臣でございますので、しっかりとその情熱のもとに、オリンピック、パラリンピックを成功させてもらいたいと考えております。

○階委員 熱意だけで務まるとは思えないわけですね。やはり五輪の根本的な理念を知らないとおかしい発言をしてしまうことにもつながりますし、国際社会にもマイナスの影響を及ぼすおそれがある。

やはり、ここまで来てこうした発言をされている大臣、五輪の根本的な理念である人間の尊厳を理解していない、この大臣を続投させるのはおかしいと思いますよ。

総理、本当に続投させる、この方でいいと思われるんですか。最後にもう一度お尋ねします。

○安倍内閣総理大臣 私は、櫻田大臣が人間の尊厳を理解していないとは考えておりません。先ほど申し上げましたように、強い情熱を結果に結びつけてもらいたい、このように考えております。○階委員 国民が納得できる理由の説明はなかったと思います。

それでは、本題に入っていきたいと思えます。私は、この委員会では毎月勤労統計が主に取り上げられておりますけれども、同じ時期に、総務省の家計調査、これについても見直しが行われているわけです。

具体的に言いますと、その家計調査は、全国の

無作為抽出の八千世帯に毎日家計簿をつけてもらって、そのデータをもとに、支出がどうだったのか、消費がどうだったのか、これをデータを集計して、全世帯の家計がどうなっているか、これを毎月出しているわけです。

ところで、昨年一月から、このもととなる家計簿の様式が大きく変わりました。

昔の家計簿は、左側に書いてありますとおり、一枚の紙の上段だけで、「現金収入又は現金支出」、これはその世帯全体について書くものなんです。この上段のフォーマットに、例えば現金以外の支出についても書くとか、現金以外の収入、口座の振り込みの収入についても書くとか、いろいろな要素をこのフォーマットだけで書くことになっていった。

ところが、昨年一月からは、この旧家計簿の上段のところ、これが四ページぐらいに拡大したわけです。もともとと同じところが、最後の四枚目のところ、この色が変わっている、オレンジのところですね。それ以外の三ページは新たに加わったところでありまして、「口座への入金」というところが新しいフォーマットとして加わったわけです。これが、しかも、世帯を構成する世帯主や配偶者、あるいはそれ以外の方々、その人ごとに書くようになった。

これは、直観的に言いますと、今までよりも収入の捕捉率が上がって、家計全体の収入がふえた結果が出てくるような気がします。そして、見かけ上は家計が豊かになったように見えるようになります。

なぜこのような変更を行ったのか、石田総務大臣にお尋ねします。

○石田国務大臣 お答えをさせていただきます。

総務省が行っている家計調査につきましては、昨年、平成三十年、二〇一八年一月に、調査票である家計簿の改正やオンライン化の導入を行ったところでございます。

御指摘のように、これまでの家計簿は、給与などの収入が全て現金支給を前提としていたほか、電子マネーなど近年進むキャッシュレス化には対応していないなど、調査世帯の記入負担が重く、時代の変化に即していないことが従前から課題とされておりました。

平成二十七年、二〇一五年でありますけれども、三月に公表された統計委員会の報告書でも、家計調査の記入負担が重いことや、時代に対応した調査方法などについて指摘がなされたところであります。

このため、総務省統計局におきまして有識者を交えた検討を行いまして、統計委員会への諮問、答申を得て、昨年一月に家計簿の改正を行ったところであります。

○階委員 記入負担が重かったので軽くしたというお話なんです、それだけではなくて、私がある変更の際の議事録、統計委員会やその分科会での議事録を拝見したところ、商品やサービスの購入時にもらえるポイント、これを使った場合に、収入があったということ扱われるようになってきます。やはり、形式面だけじゃなくて、実態面でも収入はふえる方向にこの見直しは働いている

わけです。

更に言いますと、収入にカウントされるポイント、これを使って商品やサービスを通常の価格より安く購入した場合、支出額は、実際に支払った金額ではなくて、このポイントによる割引前の金額を記入させるようにもしているわけです。つまり、消費額も同時にふえて、景気がよくなったようにも見えるわけであります。

こうした家計簿の変更などを含む家計調査の変更は、今問題となっている毎月勤労統計の変更と同じ時期に検討、実施されているわけです。

中江参考人にお尋ねします。

毎月勤労統計と同じように、所管の総務省に問題意識を伝えたり、あるいは総理にレクチャーをしたりしたことはあったのでしょうか。

○中江参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の家計調査につきましては、二〇一五年の六月と十一月に、総務省の担当者の方から説明を受けた記憶があります。

まず、六月には、毎勤統計と同じ収入に関する統計でありますこの家計調査の収入に関して、対象など基本的なことを把握する、そういう観点で、総務省の方から毎勤統計との違いなどについて説明を受けたと思います。

それから、十一月には、経済財政諮問会議で家計調査が議論になっていたことを踏まえて、その直近の家計収支の状況などについて説明を受けたと思います。

なお、この十一月の説明の際に家計簿の様式について説明があったかもしれませんが、実は私、

ほとんどこれは記憶がございません。

それで、御質問の、問題意識を伝えたかということにつきましては、家計調査の状況について話を聞いただけであり、そのようなことは行っておりません。また、そういうことですので、当然、総理にも何らかのレクとか説明はしたことはございません。

○階委員 総理と麻生大臣にも事実関係を確認したいんですが、この家計調査の変更、収入や支出が上振れするような可能性のあるこの変更について何がしか関与されたことはおありでしょうか、総理と財務大臣、続けてお答えください。

○安倍内閣総理大臣 毎勤統計については先ほど私も答弁をしているわけですが、そのことについて秘書官から報告をもちろん受けていないということは申し上げたとおりでございます。その年の九月の三日ですか、質問に対してお答えする際に説明を受けただけでありませぬ。

家計調査に限った話ではありませんが、統計精度の向上に関して専門家等の間でさまざまな指摘があるということ、平成二十七年十月の経済財政諮問会議での議論を通じて認識をしましたが、ここでこういう議論がありましたのでそういう認識をしましたが、家計調査用の家計簿用紙の変更について説明を受けたことはございません。

こんな、一々、調査のサンプリングの中身について私が説明を受けるといことは……（階委員「いやいや、私が聞いているのは、家計調査の変更についてということでありませぬ、家計簿の話じゃない」と呼ぶ）

○野田委員長 階さん、一度答弁をお聞きになったから再質問してください。階さん、どうぞ。（階委員「どうぞ、財務大臣、続けてお答えください」と呼ぶ）

○麻生国務大臣 端的に、ありません。

○階委員 そこで、実際、この様式が変わって、家計調査の収入や支出がどのように変化したのかということをお尋ねしたいと思っておりますね。実は、昨年一月から変わったと言いますが、経過措置として、昨年一月からは、全面入れかえではなくて一年間だけ半分入れかえ、つまり、旧家計簿の結果と新家計簿の結果、両方見られるようになっていくわけです。

そこで、昨年一年間で、旧家計簿の使用世帯と新家計簿の使用世帯で家計調査の実収入額にどれだけ違いが出たのか、及びその理由について、西村統計委員長、お答えいただけますか。

○西村参考人 お答えさせていただきます。

済みませぬ、ちょっと声が悪くてお聞きづらいかと思いますが、平成二十八年の十月から二十九年の一月までの間で諮問、審議を経て、三十年の一月に家計簿の改正やオンライン調査というのを導入したというのは、これは事実です。

そのときのひとつ重要な点というのは、新家計簿への全面移行に関して、新旧家計簿の並行使用については、全体の集計結果に加えて、適宜、主要な数値について新旧家計簿の集計結果を参考提供するなど、利用者に対する情報提供の充実を求めるとい形にしたわけです。それを……（階委員「影響額だけお答えいただけますか」と呼ぶ）わ

かりました。

年平均で、二人以上の世帯のうちの勤労者世帯の実収入は約二万一千円の差があります。新しい方が増加しているということです。それから、同じく年平均で、二人以上世帯の消費支出は約二千円の増加と推計されるというのが数字です。

○階委員 収入も支出もふえたという御答弁でした。

委員の手元には、六ページ目に、事務方から既に出していただいている新家計簿と旧家計簿の差額、これを示しておりますが、事前に示されたものによると、大体、月平均で三万一千八百八円ぐらゐ新家計簿の方が収入面では上振れする。これは、パーセンテージに直すと六%、年額では三十八万円も上振れするということであります。そして、今、支出についてもお答えがありましたけれども、いずれも高目に出ることなんです。それがGDPといった他の政府統計の数値にも影響を及ぼして高目に出るといふことはあるのかなのか、西村統計委員長、端的にお答えいただけますか。

○西村参考人 これに関しては、修正をいたしませんので、直接の影響というのはないというふうに考えていただいております。

○階委員 それは間違いないと断言できません。これは全く影響がないというふうに断言できませんか。

○西村参考人 これは、まだどういう形で修正とかが行われるのかということについての正確な情報を私はいただいておりますので、原則と

して、この修正に関しては、当然ながら、そこるところの修正を行いますので、大きな変化はないであろうというとは思いますが、実際の数字とかがどのくらいあるかということについては、ここでは断言することはできません。

○階委員 やはり断言できないわけですね。やはり、家計調査の数字をもとにGDPというのは出しているわけだから、当然、その数字が変わってくれば影響も及ぶというふうには私に考えております。

そこで、総理に根本的なことをお尋ねしたいんですが、GDP六百兆円を目標にしているわけですが、GDP六百兆円を目標にしていては数字をかき上げしても、達成しても、意味がないと私は思うんですね。大事なのは実態でありまして、実態をよくする、このために努力をすべきだ、そして実態がよくなったかどうかをきちんと判断すべきだ。そのためには、基本的には統計の算出方法は変えるべきではない、万々が一やむにやまれぬ事情で変えた場合であっても、もし変更がなければこうでしたよという数字もあわせて出して判断に影響を及ぼさないようにする、これが正しいあり方だと思えますよ。

実態を見誤るような統計の数字の出し方は、これはおかしいと思うんですが、総理も同じ見解なのかどうか、お願いします。総理にお尋ねします。

○野田委員長 まずは、データのことなので、茂木国務大臣。

○茂木国務大臣 例えば、二〇一六年、GDP統

計の基準の変更等を行っておりますが、政府として、数字を大きく見せるために恣意的な基準の選択とか統計手法の選択というのは全く行っておりません。見直しは、統計上の見地から、最新の国際基準があるわけでありまして、RアンドDを資本化するとか、他国が取り入れていることも。これに対応する。また、統計の精度を向上させるために行ったものでありまして、そもそも、この方針これは二〇一一年、民主党政権時代に方針が決定をされたものであります。

さらに、家計調査の話がいろいろありましたが、多分、専門的などころで、テレビをごらんの皆さんはわからない部分があるかと思うんですけども、家計調査、これは世帯当たりの収入とか消費額というのを見ているわけなんです。ただし、これは同じ家族構成の世帯、例えばサザエさんの家を見ているわけじゃないんです、ずっと。これは毎月勤労統計が一人当たりの賃金……（階委員「早くしてください。そもそも答弁を求めていますから。要求大臣に入っていませんよ」と呼ぶ）説明させていただきます。

○野田委員長 では、茂木大臣、簡潔に御答弁ください。

○茂木国務大臣 例えば家計調査でも、家計消費でありますので、世帯当たりの人数が、子供の数が減っていくとか単身世帯の増加によりまして、一世帯当たりの人数の減少などから、結果として、一世帯当たりの消費額、これは長期的には伸びにくい傾向があるわけでありまして、また、勤労者世帯、これを対象にしておりますから、高齢者の

方が新たに就労する、そうなりますと、その前は無職世帯で調査の対象じゃなかったのが、勤労世帯に入るによりまして、一世帯当たりの実収入、こういうものを押し下げるとか、我が国全体の賃金所得を示します総雇用者所得、これはともに増加をいたしております。

○安倍内閣総理大臣 いわば統計について、経済あるいは家計等々も含めて、実態をあらわす統計であるべきかという根本的な考え方については、まさにそのとおりであります。

それを、時代の変化の中において、より正確にそれをつかむための、当然、改善は常に行わなければならぬだろう、専門家の目の中においてです、というふうに考えております。

○階委員 それで、総理に、今の点に関してお聞きしたいんですよ。

それで、時代の変化に合わせて統計を変える必要性があることは私も否定しません。そういう意味での変更は否定しません。ただ、変更すれば、当然のことながら、今まで見てきた世界と違う世界をあらわすことになるわけですね。

だから、もし変更がなかりせばどういうふうになつていたのかということもあわせて開示していただきたいと思います。今、この委員会の問題となっているのは、変更によって変わった世界しか見せていなくて、変更なかりせばどうだったのかというところがはっきり示されていないわけですよ。

そこで、私は、今回二つのことを総理にお願いしたいんです。

一つは、私が指摘した家計調査については、旧家計簿を用いたと仮定した場合の数値を、先ほど統計委員長が示した数字だけではなくて、毎月の勤め先からの収入も含めて幅広く提示してほしい。あわせて、問題となっている毎月勤労統計については、昨年一月の算出方法変更の影響を除いた実質賃金を早急に提示してほしい。これを総理に強く求めます。ぜひお願いします。総理、総理に。今の議論の延長線ですので、総理、お願いします。

○野田委員長 まず担当大臣に聞いてから、総理に答えていただきます。

石田総務大臣、簡潔にお願いします。

○石田国務大臣 ちょっと整理を……（階委員「いやいや、時間がないので。あと一問だけお願いします」と呼ぶ）ええ、わかっています。ちょっと整理をさせていただきたいんですけども、統計委員会、平成二十五年、二〇一三年に、未諮問統計についてチェックを行うべきという議論がなされました。（階委員「いや、ちょっと関係ないことですから。済みません、大事なことを議論しているんですから」と呼ぶ）いや、関係あるんです。

つまり、何が関係あるかといいますと、家計調査見直し方針は、先ほど、中江秘書官が接触される以前に、もう統計委員会において決定されているんです。平成二十六年に家計統計調査を行うというところを変更されているわけですから、議論の前提が違っているということにははっきり申し上げたいというふうに思います。

それから、今言われましたけれども、調査内容の変更、これは、私も新宿区の統計局へ行ってみましたが、これも、本当に大変ですよ。魚も種類別にいろいろ買っていて、そういうのが生データで上がってくるわけですから……

○野田委員長 石田大臣、簡潔にお願いします。

○石田国務大臣 だから、そういうことについて、やはり負担と統計のより正確性をやるために今回こういうことをやったということですから、御理解いただきたいと思えます。

○安倍内閣総理大臣 家計簿の調査については、先ほど既に統計委員長から、二万一千円ですかの差があるというお話があったわけでございまして、いわば、それ以上に深掘りできないのかという御質問でございますね。

それはちょっと、私も統計の専門家ではございませんので、新しい方式でとった結果が出ていて、前の方式でとっていないにもかかわらず、前の方式でとったとするとどうなのかということが果たして出るのかどうかというのは私にはわからないんですが、それは専門家の皆さんにおいて、それは実際どうなのかということについて検討していた、だということなんだろうと思えます。

いずれにせよ、私が今ここで確たることをお答えすることは残念ながらできないということでございます。（階委員「毎勤統計の話も聞きました、毎勤統計」と呼ぶ）

○野田委員長 階さん、もう一度。

○階委員 ちょっと時間がないので、総理からお願いします。

毎勤統計の実質賃金、これについて、今回の統計の手法の見直しなかりせばどうだったのか、これを出してほしいと言っているんです。

○安倍内閣総理大臣 本系列については名目も実質も既にお答えをしていると思いますが、参考値については、従来から根本大臣が答弁をしているように、専門家が今検討しているんだらう、こういうふうにあります。

○階委員 これを出さないと実態を見誤るから私は指摘しているんです。委員の皆さんも、そこを言っているわけですね。ぜひここはお願いします。あと、最後になりますけれども、麻生大臣にお尋ねします。

そもそも、来年度予算で、一〇％への消費増税とセットで軽減税率が導入されて、消費税収が減るわけですね。幾ら減ると見込んでいて、そしてその算出根拠はどうなっているのか、これを説明してください。

○麻生国務大臣 軽減税率の制度による減収額の話聞いておられるんだと思いますけれども、予算編成時点でいわゆる利用が可能だった変更前の家計調査に基づく年次データを用いて見込んだところであります。予算の編成をする前の話ですから、十二月にしますので、当然だと存じますが。

いずれにせよ、歳入予算というのは、あくまでも一般会計年度、いわゆる会計年度における収入の見積りでありまして、税収の見積りの前提となるデータが予算編成後に更新されたとしても、直ちにこれをもって予算の修正を行わなければならぬというように考えてはおりません。

○階委員 今、私の質問に先走ってお答えされたんですけれども、そもそも、この減収額が幾らかというものは過去に政府統一見解を出されていますね。

二〇一六年一月十九日の政府統一見解では、家計調査から推計した消費支出額に占める軽減税率対象品目の割合を乗じてというふうにあるわけです。つまり、家計調査の数字をもとにして、軽減税率による減収額は決まってくるわけですね。

そして、この家計調査、二〇一六年段階では、先ほどから言っているように旧家計簿に基づく結果です。ところが、この新家計簿に変わったわけですから、当然、前提となる数字も変わり、そして、軽減税率の減収額、これも前提となる数字が変われば変わってくる。この点も考慮して今回の予算案を編成したのかどうか、最後にお尋ねします。

○麻生国務大臣 二つあるんだと思いますが、まず、軽減税率制度の実施に伴う減収見込み額ということにつきましては、これは、平成三十一年度における税率一％当たり消費税収は二・八七兆円、八千七百億円等を基礎としておりますので、家計が負担いたします税率一％当たりの消費税額の見込み額というものをそれによって算出したとして、これに軽減税率の適用対象となる消費支出の割合を乗じることなどによって、平年度で約一兆八百九十億円程度と見込んでおるといのが実態であります。

○階委員 ちよつと答弁が私の質問に答えていないんですけれども、来年度予算を編成する上で、

家計調査の方式が変わりました、家計調査の方式が変わって消費支出額も軽減税率対象品目への支出額も変わりますということなんです、そうであれば、軽減税率による減収額も変わって、消費増税によって国に入ってくるお金も変わって、予算額にも影響が及ぶわけです。これをきちんと言算した上で予算を出すべきではないか、これをやっているんですかということをお尋ねしているわけです。お答えください。

○麻生国務大臣 あの予算編成時点で、私どもとしては、今の、利用可能でありました変更前の家計調査に基づく年次データを用いて見込んでおります。

○階委員 これは変更前だと意味がないと思えますよ。もう二〇一九年一月から新しい家計簿が全面的に採用されているわけですから、古い家計簿をもとにした消費増税の減収額、軽減税率による減収額では意味がありません。したがって、この予算の編成には私は大きな瑕疵があると思っております。

そのことを指摘申し上げるとともに、この予算案ではこれ以上審議が続けられないと私は思いますが、それでも、この点について、ぜひこの後も御議論を続けさせていただきたいということをお申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○野田委員長 麻生財務大臣、簡潔に。ちよつと、階さん、お待ちください。

○麻生国務大臣 今御質問でした、階先生、ちよつと引きとめて恐縮ですけれども、この歳入予算

というのは、あくまでも一会計年度における税収の見積り、先ほど申し上げたとおりですけれども、税収の見積りとなりまずデータというものが予算編成後に更新されたとしても、それをもって直ちに予算の修正をせねばならぬというものにはならないということは、先ほど申し上げたとおりです。

○階委員 いや、ただ、これはあらかじめわかっていることなんですから、一月から変わるとわかっていることなんだから、それを反映させて計算するべきですよ。やれることをやっていないから、私は問題だと言っています。

以上です。